

事業名:国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業

令和6年4月12日に公表した要求水準書(案)に対する
質問回答書

令和6年4月30日

国土交通省 四国地方整備局

国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に対する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	要求水準書(案)	1	1	5		事業対象施設	③道路照明が整備対象となっていますが、照明を途切れさせないようするため、旧照明柱の撤去時期は新照明柱に入線後(維持管理期間)になると思われます。その場合の撤去費用については、維持管理業務内での設計変更対応との理解でよろしいでしょうか。	既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務については、第3-2-4)に記載のとおりとし、撤去費用については、工事業務内での対応とします。
2	要求水準書(案)	3	1	7	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	当該項目に情報ボックスや上下水道・ガスなど移設対象施設の記載がありませんが、移設補償費支払いが必要になる工事は本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	上下水道、ガス等の移設工事は占有者が実施し、また支障移転に関する補償は四国地方整備局が行うので本事業での支払いは予定していません。
3	要求水準書(案)	3	1	7	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	県警設備である信号・感知器、管路の移設が発生した場合も本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	公安委員会管理の施設が支障となる場合は、管理する警察署と協議の上、取扱いを決定することとします。
4	要求水準書(案)	3	1	7	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	解体撤去対象施設の中に、「照明、電柱・電線」の記載がありますが、本事業の工事業務内に含むとの理解でよろしいでしょうか。もし含まれる場合は維持管理業務内で対応との理解でよろしいでしょうか。	既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務については、第3-2-4)に記載のとおりとし、撤去費用については、工事業務内での対応とします。
5	要求水準書(案)	3	1	7	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	2)復旧対象施設について、植樹帯、車道及び歩道(表層、路盤)、照明等と記載がありますが、記載以外にどのようなものをお考えですか。	詳細設計実施に伴う現地調査の結果、復旧が必要となるものは全て復旧対象と考えております。
6	要求水準書(案)	3	1	7	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	3)移設対象施設について、標識(案内・指示・補助)等と記載がありますが、記載以外にどのようなものをお考えですか。	詳細設計実施に伴う現地調査の結果、支障となるものは全て移設対象と考えております。
7	要求水準書(案)	4	1	11		適用基準	事業中の基準等の改定に伴う適用の可否は、事業工程を考慮し、協議により決定することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	要求水準書(案)	5	1	13		関係機関協議会の設置	協議会の開催は、対面、web会議を適宜使い分けることよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書(案)	7	1	18		交通整理及び安全管理	7)有能な監視人を配置してと記載がありますが、どのような方を考えていますか。また、費用については設計変更の対象にするという考えでよろしいでしょうか。	工事地域内全般の安全管理を適切に行えるものをいい、設計変更の対象とはしません。
10	要求水準書(案)	8	1	19		通行規制に関する安全確保について	3)「予告人を含め、・・増設する等の検討を行う」と記載がありますが、設計変更の対象にするという考えでよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
11	要求水準書(案)	8	1	19		通行規制に関する安全確保について	4)「曲線区間、..安全確保に努めること」と記載がありますが、規制延長の増加に伴う交通誘導警備員の増加等については設計変更の対象にするという考えでよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
12	要求水準書(案)	11	2	1	(6)	テクリスへの位置情報の入力	本PFI事業のテクリス登録は可能でしょうか。	PFI事業のため、テクリス登録はできません。
13	要求水準書(案)	14	2	2	(3)	試掘調査	試掘調査が「設計業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画・管理を「設計企業」が担い、工事は「工事企業」が担うことは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書(案)	14	2	2	(3)	試掘調査	「当初、類似歩掛で算定しているため、調査時に歩掛調査を行うものとする。」と記載されていますが、歩掛調査後に実態に合わせて歩掛変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
15	要求水準書(案)	14	2	2	(3)	試掘調査	試掘調査の計画は設計企業、試掘は工事会社とすることは可能という理解でよろしいでしょうか。	No.13の回答のとおりです。
16	要求水準書(案)	14	2	2	(3)	試掘調査	・「事前調査時における.....行うものとする。」とありますが、これは公告時点では類似歩掛りで算定して事業費を算出しているが、業務実施前に事業者へ見積もりを依頼した上で、設計変更の対象にするという理解でよろしいでしょうか。	No.14の回答のとおりです。
17	要求水準書(案)	15	2	3	(2)	設計条件の整理	現時点で予定される将来の道路計画をご教授願いたい。	現時点では、想定している道路計画はありません。
18	要求水準書(案)	15	2	3	(3)	BIM/CIM適用業務について	BIM/CIMガイドライン含め、電線共同溝に関する活用の記載がなく、3Dモデル作成の詳細仕様も未策定と思われそうですが、仕様面含めて実施計画書の中で事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書(案)	17	2	3	(4)	電線共同溝設計 1)概算発注	概算(数量)発注であるため、数量が確定した後に事業者と協議の上で、設計変更の対象にするという理解でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
20	要求水準書(案)	18	2	3	(4)	電線共同溝設計 3)業務内容 ⑥その他設計 b)照明灯基礎詳細設計	3型式が細分化される場合は各ケースの類似等で設計変更対象となるという理解でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
21	要求水準書(案)	18	2	3	(4)	電線共同溝設計 3)業務内容 ⑥その他設計 c)信号・標識等共架設計	信号・標識等の共架構造の柱や基礎の設計は含まないという理解でよろしいでしょうか。	当初設計には含んでいません。なお、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
22	要求水準書(案)	18	2	3	(4)	電線共同溝設計 3)業務内容 ⑦仮設構造物設計	b)仮設照明設計が必要となる場合は設計変更対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	架空設備を基本とする機能復旧設計については、当初設計に計上する予定です。なお、新たな仮設照明設計が必要となった場合は、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
23	要求水準書(案)	18	2	3	(4)	電線共同溝設計 3)業務内容 ⑦仮設構造物設計	b)仮設照明に必要となる契約、電気代は工事費には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書(案)	18	2	3	(4)	電線共同溝設計 3)業務内容 ⑨特殊設計・検討・協議	⑨の業務内容を提示していただけないでしょうか。	現在想定している業務はありません。詳細設計において必要が生じた場合は実施してください。
25	要求水準書(案)	18	2	3	(4)	電線共同溝設計 3)業務内容 ⑩照査	照査技術者に必要となる要件は規定しないとの理解でよろしいでしょうか。(資格、同種の保有等)	ご理解のとおりです。
26	要求水準書(案)	19	2	4	(3)	設計説明、地元・関係者機関調整等	隣接工区で説明会を実施されている場合は参加人数や会場規模等をご教授願いたい。	実施していません。
27	要求水準書(案)	19	2	4	(3)	1)関係機関との協議資料作成	パース作成について、CG,手書き等の条件はありますでしょうか。	特段の条件はありません。
28	要求水準書(案)	20	2	4	(5)	家屋調査等	上下水道、ガス等の移設が必要となった場合は、本事業にて家屋調査を実施するとの理解でよろしいでしょうか。また、上下水道、ガス等の移設工事で家屋補修が発生した場合の補償費は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	上下水道、ガス等の移設工事は占有者が実施するため、当該工事に関する家屋調査及び補償費は、本事業には含みません。
29	要求水準書(案)	20	2	4	(5)	家屋調査等	家屋調査等に水文調査も含むという理解でよろしいでしょうか。	当初は、水文調査は想定しておりません。四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
30	要求水準書(案)	20	2	4	(5)	家屋調査等	工事完成後の家屋調査等は、引渡し日までに実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
31	要求水準書(案)	20	2	4	(7)	入線業者等と引込管、連系管及び連系設備の協議	「事業者は・・設計を依頼するものとする」と記載がありますが、P.3の表の下に「電線共同溝(管路部)の引込管、連系管及び連系設備を含み、引込設備は含まない」との記載があります。引込設備以外の設計費については本事業にて清算するという考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書(案)	20	2	4	(8)	道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整	必要に応じて国道事務所の同席を求めることは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書(案)	22	3	1	(2)	業務の条件	2)「事業者は・・作業時間等の了承を得ること。」と記載がありますが、近隣住民等に作業時間等の了承が得られない場合、近隣住民の意見を優先するという考えでよろしいでしょうか。	工事業務の実施に係る近隣住民等との調整は、事業者の責任で実施してください。
34	要求水準書(案)	31	3	1	(8)	BIM/CIM適用工事について	BIM/CIMを実施するためには、現況測量を地上レーザー測量・点群測量で実施する必要があると思われませんが、BIM/CIM実施計画書の提出とあわせて事業者が見積書の提出を行い、現況測量内容についても変更対応になるとの理解でよろしいでしょうか。	四国地方整備局との協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
35	要求水準書(案)	35	3	1	(10)	工程計画おける特記事項	1)工期①準備期間0日間はPFI事業の特色を踏まえた設定という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書(案)	35	3	1	(10)	工程計画おける特記事項	事業者に帰責理由がない場合の一時中止及び工期延伸に伴う経費等の増額協議は可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書(案)	35	3	1	(10)	工程計画おける特記事項	5)工事の中止について、「関連機関との協議により、工事の全体または一部において、工事着手が出来なくなった場合、工事の中止を通知することが出来る」とありますが、中止に伴う経費等の増額協議は可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書(案)	38	3	1	(12)	特定建設資材の分別解体等・再資源化等	アスファルト舗装殻については再資源化施設が夜間受入不可、CO殻、切削殻については事前連絡必要と記載されていますが、夜間受入れが不可となった場合は仮置き等の土場代及び運搬等については設計変更という考えでよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
39	要求水準書(案)	39	3	2		既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	4)「工事において・・当該新施設に架空線により受電すること」と記載がありますが、費用については設計変更の対象にするという考えでよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
40	要求水準書(案)	40	3	3	(1)	基本事項	d)建設発生土の搬出について、「搬出場所については四国地方整備局の指示する場所に搬出するものとする」と記載されていますが、夜間の受入れは可能でしょうか。また、現地で使用できる重機等は配備されていますでしょうか。配備されていない場合は整地のため設計変更の対象という考えでよろしいでしょうか。	搬出場所は未定のため、夜間の受入れや重機等の配備は想定していません。費用については、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
41	要求水準書(案)	42	3	3	(1)	基本事項	1)③施工管理 f)工事現場発生品について、「工事現場発生品は須崎市神田(R56 32k200)高知国道維持出張所資材置き場に運搬するものとする」と記載されていますが、夜間の受入れは可能でしょうか。また、どのような発生品を考えていますか。	可能ですが、事前に高知国道維持出張所に確認が必要となります。
42	要求水準書(案)	44	3	3	(1)	基本事項	1)共通 ⑧引込管、連系管及び連系設備の施工について、「…引込管、連系管及び連系設備に関する委託費が確定した場合は、設計変更の対象とする。」とありますが、当初契約の際は未計上という理解でよろしいでしょうか。	当初契約において、計上する予定です。
43	要求水準書(案)	44	3	3	(1)	基本事項	2)材料①適用について、「下記材料は次表に示す製品のいずれかを使用するものとし、使用前に四国地方整備局に資料を提出しなければならない」と記載されていますが、基点接続樹及び低圧分岐樹については同等以上の品質のものであればレジンコンクリート製の製品を使用してもよろしいでしょうか。	可とします。
44	要求水準書(案)	47	3	3	(1)	基本事項	2)⑧再生コンクリート砂について、「本工事に使用する再生コンクリート砂(Rs)は使用前に1購入先あたり1回1検体の六価クロム溶出試験を行うこととする」と記載されていますが、購入先が変わらなければ年度が変わった際でも試験の必要はないとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書(案)	49	3	3	(1)	基本事項	3)⑤舗装復旧工について、「開削箇所の舗装復旧工については、日々復旧を原則とする」と記載されていますが、照明基礎の根巻Co基礎の養生等やむを得ない場合については対象外との考えでよろしいでしょうか。また、それに伴う交通誘導警備員の配置については設計変更の対象にするという考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、必要に応じて地元調整の上、施工してください。
46	要求水準書(案)	60	6	1	(1)	一般事項	No.2の質問で、回答が上下水道・ガスなど移設対象施設が本事業に含まれるとなった場合、調整マネジメント業務には上下水道工事やガス工事等の近接施工による立会も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合の歩掛は公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	上下水道・ガスなどの移設及び近接施工については、現在想定していません。近接施工による立会が必要となった場合は、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
47	要求水準書(案)	60	6	1	(1)	一般事項	維持管理業務でもBIM/CIM活用を実施する場合の費用について、設計業務や工事業務と同様に実施計画書に基づいた見積書を提出し妥当性を確認したうえで設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
48	要求水準書(案)	61	6	1	(4)	提出書類	2)業務報告書について、「情報BOX台帳の修正」とありますが、情報BOX台帳の内容に変更がなければ対象外となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書(案)	61	6	1	(4)	提出書類	2)業務報告書について、「敷地調査図の修正」とありますが、敷地調整図の内容に変更がなければ対象外となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書(案)	66	6	5	(3)	要求水準	1)協議・調整について、「…事業者が行う管路利用の管理とは、入線事業者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務」には、鍵の貸出しは含まれていない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
51	要求水準書(案)	69	別紙2			平面図	事業区間に橋梁部の整備を含み、設計は見積対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業区間に橋梁部の整備を含みます。 四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
52	要求水準書(案)	69	別紙2			平面図	事業区間に橋梁部の整備を含み、橋梁への影響が懸念され検討が必要になる場合は設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業区間に橋梁部の整備を含みます。 四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
53	要求水準書(案)	69	別紙2			標準横断面図	道路の範囲は、歩道全面と電線共同溝整備に影響する車道範囲(概ね第一通行帯)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書(案)	69	別紙2			標準横断面図	歩道、車道は現況復旧との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書(案)	69	別紙2			標準横断面図	道路高さの変更を伴う計画となる場合は、道路詳細設計として設計変更対象となる認識でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。